

第47回定時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

- ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 …… 1

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書 …………… 6
- ・ 連結注記表 …………… 7

【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書 …………… 13
- ・ 個別注記表 …………… 14

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.okiden.co.jp/ir/share/shr_meeting.html) に掲載することにより開示しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<業務の適正を確保するための体制に関する基本方針>

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、経営方針等において法令遵守・企業倫理の徹底を明記するとともに、法令遵守・企業倫理に関する社内規定（企業行動基準規程、取締役等法令遵守・倫理規程）を定め、自らコンプライアンス意識の向上に努める。
- ② 取締役会は原則として月2回開催し、会社の重要な業務執行事項の決定、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役会の開催にあたっては、年間の開催スケジュールや会議資料等の事前提供、適切な審議時間の確保等を通し、審議の活性化を図る。
- ③ 当社から独立した立場の社外取締役から適切な助言を受けることで、取締役会の監督機能を高める。また、社外取締役が適切な助言を行えるよう、代表取締役および監査役との意見交換を通し、情報交換・認識共有および連携の確保を図る。
- ④ 法令遵守・企業倫理に基づく企業行動の徹底を図るため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置する。また、法令違反や企業倫理上の相談を受け付ける「企業倫理相談窓口」を設置し、不正行為の抑止に努める。
- ⑤ 反社会的勢力の排除に関して社内規定（企業行動基準規程、反社会的勢力の対応要領）を定め、反社会的勢力と一切の関係を持たず、毅然とした態度での対応を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の情報は、社内規定（文書管理要領、記録管理要領、機密文書取扱要領、電子化情報取扱要領、重要文書の管理要領）に基づき、適切に保存・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを適切に管理するために「リスクマネジメント基本要領」を定め、各部門において定期的にリスクの特定、分析、評価を行った上で、対応マニュアル等を整備し、リスクの未然防止およびリスク発生時の迅速な対応に努める。
- ② 重大な災害や事故等に迅速かつ的確に対応するために「危機管理対策要領」や「非常災害対策要領」等を定め、体制や対応手順等を整備し、リスクの発生に備える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、「職務権限規程」および「職制規程」を定め、各部門および各責任者の権限を明確にする。
- ② 職務の執行を効率的に行うため、常勤の取締役で構成する「常勤役員会」、常勤の取締役、監査役で構成する「経営対策会議」および常勤の取締役、理事、各部室店長で構成する「幹部会」を設置し、業務運営に関する必要事項について協議する。
- ③ 品質を「経営の質」と定義し、国際規格であるISO9001の手法を活用した品質マネジメントシステムに基づき、効率的な経営管理および継続的改善に努める。
- ④ 年度経営方針を組織全体に浸透させ、各部門および各階層がそれぞれの役割を着実に実行することにより、年度経営方針および各種計画より展開された年度目標の着実な達成を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守・企業倫理に関する社内規定（企業行動基準規程、社員倫理規程）を定め、定期的に法令遵守・企業倫理に関する講話を実施することで、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ② 内部監査部門は、法令遵守・企業倫理を確保するため、監査役と連携を図り監査を実施する。
- ③ 法令違反や企業倫理上の相談を受け付ける「企業倫理相談窓口」を設置することで、不正行為の抑止および早期是正を図る。また、「企業倫理相談窓口」で受け付けた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ経営方針を定め、グループ一体となってグループ経営を推進する。
- ② 「沖電グループ企業行動基準」を定めるとともに、グループ各社へ倫理規程等の策定を促し、グループ全体の法令遵守の徹底を行う。
- ③ 「企業倫理相談窓口」においてグループ各社の法令違反・企業倫理に関する相談を受け付けることにより、グループ全体の法令遵守の確保に努める。
- ④ 関係会社の管理にあたっては、運営部門を設けるとともに、グループ経営に影響を与える重要な事項については、「関係会社運営要領」を定め、関係会社からの事前協議または報告を受ける。

- ⑤ 当社およびグループ各社の社長により構成される「沖電グループ最高経営会議」を定期的に開催することで、事業リスクの情報収集を行う。
- ⑥ 当社およびグループ各社は、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備・運用することにより、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ 内部監査部門は、必要に応じグループ各社の内部監査を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、取締役から独立した監査役室を設置し、専任スタッフを配属する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室のスタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を執行する。
- ② 監査役室スタッフの人事に関して、取締役と監査役は意見交換を行う。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類等を監査役の閲覧に供し、必要に応じて説明を行う。
- ② 取締役は、「取締役会」、「常勤役員会」および「経営対策会議」等の重要な会議において、監査役が報告を求めた場合は、その求めに応じる。
- ③ 当社およびグループ各社の取締役および監査役は、「沖電グループ最高経営会議」、「沖電グループ監査役連絡会」等において、監査役が報告を求めた場合は、その求めに応じる。
- ④ 取締役は、「企業倫理委員会」に監査役をオブザーバーとして参加させ、また、取締役に関する事項について当社およびグループ各社の役職員が利用できる「企業倫理相談窓口」を監査役室に設置することで、法令遵守・企業倫理に関する重要な事項の情報を監査役へ提供する。
- ⑤ 取締役は、「企業倫理相談窓口運営規程」において、通報等の行為を理由に不利益な取扱いをしてはならないことを定め、当該報告者の保護を図る。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、意見交換を行い相互認識を深める。
- ② 内部監査部門は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
- ③ 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行について必要でない認められた場合を除き、これに応じる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針について定期的に改定の要否を検討しており、2019年3月12日の当社取締役会の決議において同基本方針を一部改定いたしました。その趣旨、内容等につきまして、当社グループ全体への周知を図っております。

当事業年度における同基本方針の主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会を17回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、取締役会の監督機能を高めるために、独立社外取締役が出席いたしました。その他、監査役会を7回、常勤役員会を24回、経営対策会議を17回、幹部会を13回、沖電グループ最高経営会議を6回、沖電グループ監査役連絡会を2回開催いたしました。

(2) コンプライアンス体制について

社長を委員長とする企業倫理委員会を4回開催し、企業倫理に関する活動計画の策定および実施状況の報告等を行いました。

当社およびグループ各社の従業員を対象とした企業倫理相談窓口については、グループ全体への周知活動を実施するとともに、その運用実績については、企業倫理委員会および取締役会に報告いたしました。

また、コンプライアンス意識の維持・向上を図ることを目的に、当社の役員、各部室店長およびグループ各社の役員を対象とした「法令遵守・企業倫理に関する講演会」や、当社およびグループ各社の従業員を対象とした「企業倫理に関する講話」を実施いたしました。

(3) リスク管理体制について

「リスクマネジメント基本要領」に基づき、各部門においてリスクの特定、分析、評価を行った上で、整備した対応マニュアル等の有効性を評価し、必要に応じて制改定を行うとともに、全常勤取締役にて行うマネジメントレビューにおいて、各部門におけるリスクマネジメントの取り組み状況および「顕在化したリスク」への対応について報告いたしました。

また、大規模地震・津波等により電力設備等が甚大な被害を受けたとの想定のもと、全社規模での総合防災訓練を実施いたしました。その他、東日本大震災を踏まえ、当社における災害対策の具体的な検証、ならびに常襲する台風に対する対策や設備被害発生時の早期復旧方策等を検討する災害対策検証委員会を2回開催いたしました。

(4) 効率的な職務執行体制について

品質マネジメントシステムの適切性・妥当性・有効性を継続的に維持するための評価を全常勤取締役にて行うマネジメントレビューを2回開催いたしました。

また、品質マネジメントシステムの仕組みの改善に関する審議や、年度目標の情報共有・進捗管理等の報告を行う品質管理委員会を4回開催いたしました。

(5) 内部監査の実施について

新年度の監査計画策定時に監査役のヒアリングと意見交換を実施した上で、評価項目および監査テーマを設定し、連結子会社も含め内部監査を実施いたしました。

「財務報告に係る内部統制評価要領」に基づくJ-SOX評価において、当社および連結子会社が財務報告に係る内部統制システムを整備・運用していることを確認いたしました。

(6) 監査役の監査体制について

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席および主要な稟議書等重要な書類の閲覧を通して、重要な意思決定の過程および取締役の職務の執行状況を確認いたしました。

また、代表取締役および社外取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うとともに、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受けることを通して、監査の実効性向上に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	7,586	7,212	139,131	△5,224	148,706	2,962	11	△136	2,837	1,216	152,759
当連結会計年度変動額											
剰 余 金 の 配 当			△2,798		△2,798						△2,798
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,751		3,751						3,751
自 己 株 式 の 取 得				△14	△14						△14
自 己 株 式 の 処 分		0		1	1						1
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		5			5						5
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純額)						△1,033	△24	△425	△1,483	183	△1,299
当連結会計年度変動額合計	—	5	952	△13	944	△1,033	△24	△425	△1,483	183	△355
当連結会計年度期末残高	7,586	7,218	140,084	△5,238	149,650	1,928	△12	△561	1,354	1,399	152,404

連 結 注 記 表

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 12社
- (2) 連結子会社の名称

(株)沖電工、沖電企業(株)、沖縄プラント工業(株)、沖縄電機工業(株)、沖電開発(株)、沖電グローバルシステムズ(株)、(株)沖縄エネテック、沖縄新エネ開発(株)、(株)沖設備、ファーストライディングテクノロジー(株)、(株)プログレッシブエナジー、(株)リライアンスエナジー沖縄

- (3) 非連結子会社の名称

(有)キューテック

連結の範囲から除外した非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）の規模等からみて、連結範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 該当なし
- (2) 持分法を適用した関連会社の数 1 社
- (3) 持分法を適用した関連会社の名称
沖縄通信ネットワーク(株)
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社

(有)キューテック

関連会社

(株)がんじゅう、(株)ドリーム・アーツ沖縄

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

主として月総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

為替予約取引についてヘッジ会計を適用している。

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっている。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建取引

ハ. ヘッジ方針

為替リスク…外貨建取引について為替予約取引を行い、円貨額を確定している。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

【表示方法の変更に関する注記】

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記していた営業外収益の「物品売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示している。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 当社の総財産は、社債及び沖縄振興開発金融公庫からの借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	65,000百万円
---------------------	-----------

沖縄振興開発金融公庫借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	98,775百万円
--------------------------------	-----------

- (2) 一部の連結子会社の資産は、金融機関等からの借入金の担保に供している。

担保に供している資産

その他の固定資産 4,191百万円

リース債権 658百万円

上記資産を担保としている債務

長期借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） 2,371百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 656,047百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 54,217,110株

(注)当社は、2018年6月1日付で普通株式1株につき1.25株の株式分割を行っている。

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,244百万円	30円	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	1,554百万円	30円	2018年9月30日	2018年11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,554百万円	30円	2019年3月31日	2019年6月28日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資と債務償還などに必要な資金を、主に金融機関からの長期借入や社債発行により調達している。また、短期的な運転資金を銀行借入やコマーシャル・ペーパー発行により調達している。

長期投資のうちその他有価証券は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は、電気供給約款等により継続的に顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、債権の確保または保全のための手段を講じ、回収懸念の早期把握や軽減に努めている。

有利子負債の大部分が固定金利によるものであるため、金利変動の影響は限定的である。

デリバティブ取引は、一部の外貨建取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を行っており、執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
資 産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	5,768	5,768	—
(2) 現金及び預金	18,198	18,198	—
(3) 受取手形及び売掛金	12,557	12,557	—
負 債			
(4) 社債	65,000	65,838	838
(5) 長期借入金	111,861	115,580	3,719
(6) 短期借入金	1,052	1,052	—
(7) コマーシャル・ペーパー	3,000	3,000	—
(8) 支払手形及び買掛金	10,491	10,491	—
(9) 未払税金	1,836	1,836	—
(10) デリバティブ取引 (※)	(17)	(17)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 長期投資

 其他有価証券

 これらの時価について、取引所の価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

 主に市場価格に基づき算定している。

(5) 長期借入金

 変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。

 固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー、(8) 支払手形及び買掛金、(9) 未払税金

 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(10) デリバティブ取引

 取引先金融機関から提示された価格によっている。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,087百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 長期投資 其他有価証券」には含めていない。

【一株当たり情報に関する注記】

一株当たり純資産額 2,913円59銭

一株当たり当期純利益 72円38銭

(注) 当社は、2018年6月1日付で普通株式1株につき1.25株の株式分割を行ったが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定している。

【その他の注記】

1. 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」に準拠し、「電気事業会計規則」に準じて作成している。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 式 株 資 合	株 主 本 計	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計							
						原 価 変 動 調整積立金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰 余 金								
当事業年度 期 首 残 高	7,586	7,141	0	7,141	964	9,000	103,000	10,614	123,579	△5,224	133,083	2,912	11	2,923	136,006	
当事業年度 変 動 額																
別途積立 金の積立							2,000	△2,000	－		－				－	
剰 余 金 の 配 当								△2,798	△2,798		△2,798				△2,798	
当 期 純 利 益								3,034	3,034		3,034				3,034	
自己株式 の 取 得										△14	△14				△14	
自己株式 の 処 分			0	0						1	1				1	
株主資本 以外の項 目の当該 事業年度 変動額(純額)												△976	△24	△1,000	△1,000	
当事業年度 変動額合計	－	－	0	0	－	－	2,000	△1,764	235	△13	222	△976	△24	△1,000	△778	
当事業年度 期 末 残 高	7,586	7,141	0	7,142	964	9,000	105,000	8,849	123,814	△5,238	133,305	1,935	△12	1,923	135,228	

個 別 注 記 表

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

燃料及び一般貯蔵品

月総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

特殊品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する耐用年数に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。

4. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引は振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建取引

③ ヘッジ方針

為替リスク…外貨建取引について為替予約取引を行い、円貨額を確定している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における会計処理の方法が連結計算書類と異なっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた事業外収益の「物品売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、事業外収益の「雑収益」に含めて表示している。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社の総財産は、社債及び沖縄振興開発金融公庫からの借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む） 65,000百万円

沖縄振興開発金融公庫借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） 98,775百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 660,415百万円

3. 偶発債務

(1) 連帯保証債務

広告代理店契約に基づき発生した債務に対する連帯保証債務

沖電企業(株) 13百万円

事業用定期借地権設定契約に基づき発生した債務に対する連帯保証債務

沖電開発(株) 202百万円

(2) 保証予約

以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

沖縄新エネ開発(株) 894百万円

ファーストライディングテクノロジー(株) 586百万円

(株)プログレッシブエナジー 934百万円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

長期金銭債権 129百万円

短期金銭債権 476百万円

長期金銭債務 481百万円

短期金銭債務 8,416百万円

5. 附帯事業に係る固定資産の金額

心線賃貸事業 専用固定資産 56百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 44百万円

合計額 101百万円

ガス供給事業 専用固定資産 344百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 358百万円

合計額 703百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	費用	23,263百万円
	収益	2,637百万円
営業取引以外の取引高		626百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	2,389,436株
------	------------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額（2,496百万円）及び退職給付引当金（2,010百万円）の否認であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金（707百万円）及び土地評価益（282百万円）である。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 有 所 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	(株) 沖 電 工	所有 直接 81.7%	電気工事の委託 役 員 の 兼 任 3 名	配電建設工事 の 委 託 等 (注1)	7,372	関 係 会 社 短 期 債 務	2,600

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）一般と同様の取引条件により、市場価格等を勘案し、契約している。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

【一株当たり情報に関する注記】

一株当たり純資産額 2,609円20銭

一株当たり当期純利益 58円55銭

（注）当社は、2018年6月1日付で普通株式1株につき1.25株の株式分割を行っている。1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益は、当事業年度に行った株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定している。

【その他の注記】

1. 計算書類の用語、様式及び作成方法については、改正後の「電気事業会計規則」に基づき作成している。